

患者必携

地域の 療養情報



香川
Kagawa

CONTENTS

香川県のがん医療について	2
がんの治療・療養生活に関する相談	4
介護について知りたい	6
医療費などお金のことについて知りたい	7
その他の相談窓口	11
インターネットで情報を探す	13
各種相談窓口の連絡先	16

香川県のがん医療について

「香川県がん対策推進計画」は、「健康長寿かがわの実現」を目指し、県民・行政・医療従事者・関係団体およびマスメディアなどが連携し、「がんに罹^{ひか}るのを防ぐ（がん予防）」「がんを早期に発見する（がん検診）」「質の高い医療が受けられる（がん医療）」の3つを柱として、がん患者を含めた県民の視点に立ったがん対策の総合的かつ計画的な推進を、基本理念としています。

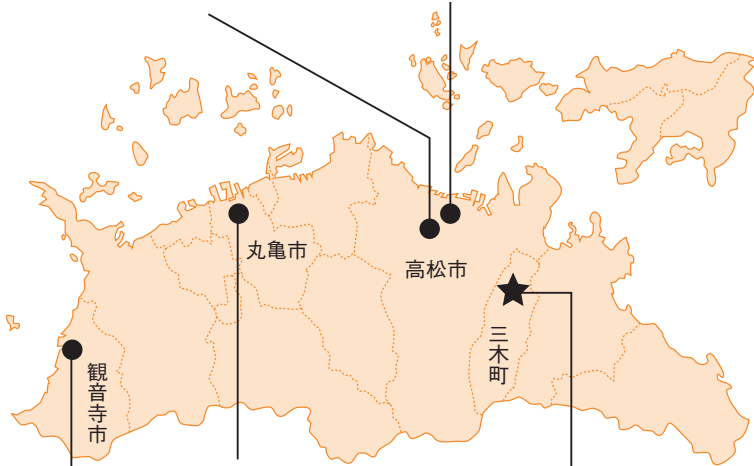
香川県では、1カ所の「都道府県がん診療連携拠点病院*」と、4カ所の「地域がん診療連携拠点病院*」があります(図)。この5病院が中心となって各地域の医療機関同士にネットワークが張り巡らされることで、どの地域に住んでいても適切ながん医療を受けられるような体制づくりを目指しています。

*がん診療連携拠点病院とは、全国どこでも質の高いがん医療が受けられるようにするために、県知事が推薦し、厚生労働大臣が指定した医療機関です。都道府県ごとにおよそ1カ所置かれる都道府県がん診療連携拠点病院と、地域ごとに整備される地域がん診療連携拠点病院があります。これらの拠点病院では、診療のほか、医療従事者の育成や、がん医療の研究推進を目的とした患者さん情報の登録（がん登録）を行っています。また、患者さんやご家族の不安や疑問にこたえる窓口として、「相談支援センター」も設けています。

香川県内のがん診療連携拠点病院

②香川県立中央病院
☎087-835-2222
<http://www.chp-kagawa.jp/>

③高松赤十字病院
☎087-831-7101
<http://www.takamatsu.jrc.or.jp/>



④香川労災病院
☎0877-23-3111
<http://www.kagawah.rofuku.go.jp/>

①香川大学医学部附属病院
☎087-898-5111
<http://www.kms.ac.jp/~hospital/>

⑤三豊総合病院
☎0875-52-3366
<http://www.mitoyo-hosp.jp/>

- ★：都道府県がん診療連携拠点病院
- ：地域がん診療連携拠点病院



がんの治療・療養生活に関する相談

◆治療や療養生活全般の相談をしたい

がん診療連携拠点病院には、相談支援センターという相談窓口が設けられています。ここでは、病気や治療法の一般的な説明から、専門医療機関や助成制度の紹介、不安や悩みへの助言に至るまで、がんの患者さんやご家族の相談に広く対応しています。その病院に通院していなくても、無料で相談できる窓口です。

相談支援センター			
名称	対応時間	相談料金	人員体制
①香川大学医学部附属病院 がん診療相談支援室 ☎087-891-2473	月～金 8:30～17:15 (祝日、12月29日 ～1月3日を除く)	無料	看護師、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士
②香川県立中央病院 地域連携室 ☎087-835-2222 (内線317)	月～金 8:30～17:00 (祝日、12月29日 ～1月3日を除く)	無料	看護師、保健師、心理相談員
③高松赤十字病院 がん相談支援センター ☎087-831-7101 (代表) (内線1171)	月～金 8:40～17:20 (祝日、5月1日、 12月29日～1月3日 を除く)	無料	主として看護師。相談内容に応じて、薬剤師・医療ソーシャルワーカー、医師等。
④香川労災病院 医療・看護相談支援センター ☎0877-23-3111 (代表) (内線3100)	月～金 9:00～17:00 (祝日除く)	無料	医師、看護師、医療ソーシャルワーカー、事務員
⑤三豊総合病院 がん相談支援センター ☎0875-52-3366 (代表) (内線1170)	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始 除く)	無料	医師、看護師、薬剤師、臨床心理士、医療ソーシャルワーカー

◆入院して緩和ケアを受けたい

緩和ケアを行う専門の入院施設を持っている医療機関では、主に積極的ながん治療を終えた患者さんに対し、がんに伴うさまざまな苦痛を取り除く治療を行っています。サービスを受けるための相談窓口は、下記の施設や、各がん拠点病院の相談支援センターです。

+

施設名	住所・電話番号	詳しい施設情報が見られるホームページ
三豊総合病院	〒 769-1695 観音寺市豊浜町姫浜 708 ☎ 0875-52-3366	http://hospdb.ganjoho.jp/kyotendb.nsf/vKihon/A37003
香川医療生協 高松平和病院	〒 760-8530 高松市栗林町 1-4-1 ☎ 087-833-8113	http://www.t-heiwa.com/

◆小児がんについて生活や医療の相談をしたい

小児がんのような難病について、医療や生活上の悩み、不安などに対応する相談窓口があります。

+

施設名	住所・電話番号	詳しい施設情報が見られるホームページ
香川小児病院 地域連携室	〒 765-8501 善通寺市善通寺町 2603 ☎ 0877-62-0885	http://www.kagawasy-hosp.jp/

問い合わせ先	県および高松市の保健所 (P25 をご参照ください)
--------	----------------------------

介護について知りたい



◆ 介護保険*申請をしたい

65歳以上で、日常生活に介助や支援が必要な人や、40～64歳で、初老期における認知症、脳血管疾患、がん末期など16種類の疾病によって介護や支援が必要になった人は、介護保険サービスを利用することができます。サービスを利用するには、介護保険の申請をして、身体状態などを判定する要介護認定を受ける必要があります。

【問い合わせ先】

- 市役所・町役場の介護保険担当の窓口（P16をご参照ください）
- 地域包括支援センター（P17～19をご参照ください）

◆ 福祉用具などについて知りたい

香川県社会福祉総合センター内の「福祉用具展示場 なんでも館」では、福祉用具、介護用品、住まいの改造モデルや商品見本などを展示しています。興味のある方は、見学できます。また、このセンターでは、福祉用具・住宅改修に関する相談に無料で応じています。

【問い合わせ先】

- 「福祉用具展示場 なんでも館」
住所：高松市番町 1-10-35 香川県社会福祉総合センター 1F
電話：087-835-3534

*については、患者必携『がんになったら手にとるガイド』のP71「療養生活を支える仕組みを知る」もご参照ください。

医療費など お金のことについて知りたい

◆医療費が高額になったので助成の申請をしたい(高額療養費制度*)

+ 1カ月間に、医療機関に支払った医療費（食事代、有料室料金は含まない）が、一定額（自己負担限度額）を超えるときは、申請により、超えた額の払い戻しを受けることができます（高額療養費制度）。

自己負担限度額は、年齢や収入によって異なります。なお、70歳以上の人の場合、入院医療費については、医療機関で自己負担限度額までを支払う仕組みなので、申請は必要ありません。さらに、次のような支援制度も設けられています。

*については、患者必携『がんになったら手にとるガイド』のP94「公的助成・支援の仕組みを活用する」もご参照ください。

●一時的に医療費全額を支払うのが難しい場合

- +
- ・自己負担限度額適用認定（70歳未満の人）…70歳未満の人でも入院医療費については、医療機関で自己負担限度額までを支払う形にできます。そのためには、あらかじめ加入する公的医療保険の窓口で、限度額適用認定証の交付を受けておく必要があります。
 - ・高額療養費貸付制度…高額療養費で払い戻される額の8～9割までを、加入する公的医療保険でお貸ししています。医療機関での支払いの前に、保険の担当窓口で手続きをします。
 - ・高額療養費受領委任払い制度…高額療養費に当たる部分の医療費を、加入する公的医療保険から医療機関に直接支払ってもらう制度です。利用するためには、事前に保険の担当

窓口で手続きをします。ただし、加入する保険によっては、この制度が利用できない場合もあります。

●低所得の人の場合

- **限度額適用・標準負担額減額認定証の交付**… 住民税非課税世帯の人は、あらかじめ加入する公的医療保険の窓口で、限度額適用の標準負担額減額認定証の交付を受けておけば、自己負担限度額と入院中の食事負担金が安くなります。

公的医療保険の種類別の窓口

保 険		窓 口
健康保険	全国健康保険協会 管掌健康保険	全国健康保険協会香川支部 〒760-8564 高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル7階 電話:087-811-0570(代表)
	組合管掌健康保険	各健康保険組合
国民健康保険		各市役所・町役場の国民健康保険の担当課 (P16をご参照ください)
国民健康保険組合		各国民健康保険組合
共済組合		各共済組合
後期高齢者医療制度		各市役所・町役場の後期高齢者医療の担当課 (P16をご参照ください)

◆税金負担を軽くしたい(医療費控除*)

1年間に一定額以上の医療費を支払った場合、所得税の医療費控除を受けられます。ただし、税務署で医療費控除について確定申告をする必要があります。

〈医療費控除の対象となる金額〉

医療費控除額 = (支払った医療費) - (高額療養費などから払い戻された費用、民間保険の給付金・保険金) - 10万円

問い合わせ先	最寄りの税務署
--------	---------

*については、患者必携『がんになったら手にとるガイド』のP94「公的助成・支援の仕組みを活用する」もご参照ください。

◆ 会社を休んでいる間の生活保障を受けたい（傷病手当金*）

傷病手当金といって、会社員や公務員などが、病気などのために欠勤しているときに、生活を支えてくれる制度があります。被用者保険（健康保険、共済、船員保険）の被保険者本人が利用できます。給料の支給がない場合などに、1日当たり給与日額（標準報酬日額）の3分の2相当額が、最長で1年6カ月間支給されます。

+

問い合わせ先

加入している公的医療保険の担当窓口（P8をご参照ください）

◆ 療養・生活のための資金を借りたい（生活福祉資金貸付制度*）

低所得者世帯、介護を要する人のいる高齢者世帯、失業者世帯などに、都道府県の社会福祉協議会が資金を貸す制度です。用途別に、貸付資金枠・限度額が設けられています。

子どもの就学費、療養費（治療費や療養中の生活資金など）、介護費（介護保険などのサービス費、その期間中の生活資金など）など、原則、連帯保証人がいる場合には無利子でお貸ししています。なお、連帯保証人がいない場合でも、年1.5%の貸付利子でお貸ししています。

+

*については、患者必携『がんになったら手にとるガイド』のP94「公的助成・支援の仕組みを活用する」もご参照ください。

